

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

体制の整備

○相談体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・2月7日（金）、県内の19保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・3月4日（水）、医療機関からの相談に迅速に対応できるよう県の保健所に専用の携帯電話を導入し、体制を強化
- ・相談件数（7月17日現在） 191, 294件
- ・4月13日（月）9時から、一般相談窓口の受付時間を延長して24時間対応
相談件数（4月13日～7月21日 22, 328件）

○検査体制の強化【がん感染症疾病対策課】

- ・3月5日（木）、県保健環境研究所に「リアルタイムPCR」を1台新たに増設し、迅速な検査体制を強化。
- ・3月6日（金）から、民間の検査機関においてもPCR検査の実施が可能。
これを受け、3月8日（日）、医師会、帰国者・接触者外来の代表、県内保健環境研究所、民間検査機関等による会議を開催し、民間の検査機関におけるPCR検査について協議し、3月13日（金）、帰国者・接触者外来の担当者へ説明会を開催。
- ・PCR等検査実施件数（7月21日現在）40, 129件
※陽性患者の経過観察のための検査件数を除く
- ・患者発生状況（7月21日現在）1, 113名
- ・PCR検査調整会議で検査体制について協議し、民間の検査機関へ依頼できる医療機関を5月8日から患者を入院させている医療機関等へ拡大。
- ・ドライブスルー検査体制の強化に向け、各地域で専用外来の設置を進めており、7月21日時点19か所で実施。
- ・5月30日（土）、救急患者が感染していたことで、院内感染が発生し、クラスターとなった事例が生じたことから、新型コロナウイルス抗原迅速診断キットの優先的な供給について国に要請。

○医療提供体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・1月27日（月）、感染症指定医療機関連絡会議を開催し、発生時の対応について協議。
- ・1月29日（水）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・2月5日（水）、医師会・行政合同会議を開催し、帰国者・接触者外来の対象等について協議。

- ・ 2月7日（金）、感染予防体制が整備された医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置
- ・ 2月23日（日）、医師会、行政、専門家による合同会議を開催し、重症化した場合の医療体制について検討。
- ・ 3月1日（日）、医師会、大学病院、感染症指定医療機関の病院長による会議を開催し、重症者の受入体制について協議。
- ・ 3月2日（月）、県内の患者が増大し、感染症指定医療機関の感染症病床等で対応不可となった場合に備え、新型インフルエンザ患者入院医療機関に対し、受入体制の準備を要請。
- ・ 今後、集団発生等の感染拡大に対応できる医療体制の整備について協議を行うなど、感染拡大の状況に応じ、段階的に講じる各対策（医療提供体制、サーベイランス）について協議。
- ・ 3月28日（土）、第1回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、大規模クラスターもしくは複数のクラスターが同時に発生した場合のため、調整会議の設置等について協議。
- ・ 3月31日（火）、患者数が大幅に増えた時に備え、患者の受け入れ医療機関の調整を行う、福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部を設置。
- ・ 4月4日（土）、新型コロナウイルス感染症に係る緊急ウェブ会議を行い、福岡県知事と北九州市長、福岡市長、久留米市長、福岡県市長会長である春日市長、福岡県町村会長である大任町長が、情報共有と医療提供体制の構築等について意見交換。
- ・ 4月6日（月）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・ 4月11日（土）、第2回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、宿泊施設等での療養等について協議。
- ・ 4月13日（月）、感染症患者が増加しており、重症者等に対し適切な医療を提供できる体制を維持し、医療機関の負担軽減を図るため、軽症者・無症状者については、「東横イン北九州空港」に受け入れを開始。
- ・ 4月17日（金）、新型コロナウイルスに感染した軽症患者を病院から福岡市内の民間宿泊施設へ搬送するにあたり、陸上自衛隊へ派遣要請を実施。
- ・ 4月20日（月）、「博多グリーンホテル2号館」に受け入れを開始。
- ・ 4月27日（月）、「東横イン西鉄久留米駅東口」に受け入れを開始。
- ・ 医療機関に対し、受入患者1人当たり30万円を給付する「患者受入医療機関支援金」を創設（ただし、県内市町村から同種の支援金を受ける場合はその金額を減額。）。
- ・ 5月9日（土）、感染症危機管理対策委員会を開催し、医療提供体制確保のための指標について、感染症の専門家の意見を聴取。
- ・ 5月16日（土）、第3回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、再び感染拡大の局面を迎えた際の医療提供体制の確保について協議。
- 新 6月10日（水）病床の確保等への支援、患者受入医療機関支援など、医療機関向けの補助金の申請受付を開始。
- 新 6月14日（日）、第4回感染症危機管理委員会を開催し、北九州市の発生状況と今後の取組みについて、感染症の専門家の意見を聴取。

○医療従事者を称える取組み【保健医療介護総務課、がん感染症疾病対策課】

新型コロナウイルスに立ち向かい、治療・看護に携わっていただいている医療従事者に感

謝・応援の気持ちを形にして表すため、以下の取組みを順次実施。

- ・受入医療機関や宿泊療養施設で患者の治療・看護に携わった医師、看護師等の医療従事者に対し医療機関を通じ1人当たり10万円を支給(1人1回限り)。
- ・「新型コロナウイルス医療従事者応援金」の創設。県民全体で医療従事者を応援する取組みとして、県内外に募金を呼びかけ。集まった募金は、患者の治療・看護に携わる医師、看護師等への応援金として、関係団体と協議の上、医療機関に贈呈。あわせて、県外の皆様にふるさと納税による支援を呼びかけ。
- ・治療・看護に直接携わった医療従事者に知事と県議会議長からの感謝状を贈呈。
- ・医療機関等で働く医療従事者や職員に最大20万円の慰労金を給付。

全庁挙げての取組み

○福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置【がん感染症疾病対策課】

本県における発生の早期探知および感染拡大防止対策の危機管理体制を整備するため、対策本部を設置。

第1回対策本部会議(1月30日(木))

- ・国内外の発生状況について
- ・相談窓口の設置について 等

第2回対策本部会議(2月19日(水))

- ・「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安、日常生活で気をつけることについて
- ・国及び県の緊急対応策について 等

第3回対策本部会議(2月28日(金))

- ・全国及び本県の発生状況について
- ・学校の臨時休業について

第4回対策本部会議(3月19日(木))

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・県主催イベント及び県有施設の3月21日以降の対応について
- ・マスクの確保状況について

第5回対策本部会議(3月27日(金))

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がまとめた、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について
- ・県主催イベント及び県有施設の対応について

第6回対策本部会議(4月1日(水))

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・外出の自粛要請等について
- ・医療体制の整備について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について

第7回対策本部会議(4月7日(火))

- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・福岡県における緊急事態措置の実施について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について

- ・各部における取組について
- 第8回対策本部会議（4月13日（月））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態宣言に伴う事業者への要請等について
 - ・各部における取組について

- 第9回対策本部会議（5月4日（月））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態宣言に伴う事業者への要請等について
 - ・各部における取組について

- 第10回対策本部会議（5月14日（木））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態宣言の解除について
 - ・各部における取組について

- 第11回対策本部会議（5月29日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について

- 第12回対策本部会議（6月17日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について

○県主催のイベントの中止・延期【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、県主催の一般県民の方が参加するイベントや集会を、原則、中止または延期。
- ・5月15日（金）から、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断

○県有施設の臨時休館等【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、2月28日（金）から、福岡共同公文書館など県有施設（44施設）を臨時休館。
- ・5月19日（火）から、臨時休館していた県有施設は、適切な感染症防止対策の準備が整い次第、順次開館。
- ・イベント等を開催する目的で県有施設（開館した施設も含む）を利用する方が、9月30日までに実施予定であったイベント等について、感染拡大防止を目的として施設利用の中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付する）。

手指消毒薬の確保・配布

○消毒薬等の安定供給に向けた協力依頼【薬務課】

- ・福岡県製薬工業協会、福岡県医薬品卸業協会等の関係団体に対し、消毒薬等の安定供給について協力を依頼。

○手指消毒薬の配布【薬務課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、私学振興課、教育庁義務教育課】（7月22日現在）

- ・医療的ケアを必要とする児童の家庭向けとして、3月17日（火）から順次、手指消毒用エタノールジェル等を訪問看護ステーション（約40か所）を通じて配布
- ・県で独自に購入した手指消毒薬45,606ℓを、高齢者施設、介護施設、児童養護施設、障がい福祉サービス事業所、保護施設、保育施設及び幼稚園（17,536施設）に配布。
- ・国から優先供給として配分された3,663ℓを感染症指定医療機関等（34か所）に、県で確保した82,420ℓは、医療機関等（のべ6,408か所）に、4月6日から順次配布。

県民への情報提供

○県民向けの注意喚起【保健医療介護総務課、がん感染症疾病対策課】

県ホームページやSNSを活用し、日常生活で気を付けることを注意喚起。

○「新しい生活様式」の周知【保健医療介護総務課】

県ホームページ等を活用し、感染拡大を予防するために「新しい生活様式」の定着を呼びかけ。

- ・一人ひとりの基本的感染対策
（感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式
- ・日常生活の各場面別生活様式
- ・働き方の新しいスタイル

○LINEを活用した相談センターへの案内を3月27日より開始【がん感染症疾病対策課】

LINEを活用することで、必要な方を帰国者・接触者相談センターにつながりやすくし、若者などの幅広い層に対し、日常生活での注意事項（咳エチケット、家庭内での留意事項等）を情報発信。福岡市と共同して実施。

○県民向けの注意喚起【健康増進課】

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、アプリ登録者に対して、日常生活で気を付けることを注意喚起。

○高齢者向けの注意喚起【高齢者地域包括ケア推進課】

県ホームページを活用し、高齢者としてフレイルを予防するために気を付けることを注意喚起。

- ・動かない時間を減らすこと
- ・しっかり食べて栄養をつけ、バランスの良い食事をとること
- ・お口を清潔に保つこと

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの確保状況(7月22日時点)

- 県では、医療機関や社会福祉施設等にマスクを配布するため、国から配分されたもののほか、県の調達や県への寄附を含めた、現時点での確保・配布数は、約1,754万枚となっています。
- 確保したマスクについては、各施設等の在庫状況を勘案し、順次配布していきます。

(1) 医療機関

確保方法		枚数	備 考
サー ジ カ ル マ ス ク	国からの 配布	77,200枚	感染症指定医療機関等42か所に配布済み(3月17日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等7533か所に配布済み(3月30日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等5000か所に配布済み(4月9日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等1304か所に配布済み(4月15日～)
		1,000,000枚	感染症指定医療機関等10505か所に配布済み(4月17日～) ※4月7日の緊急事態宣言の対象となった7都府県に対して国から配布されたもの
		513,000枚	感染症指定医療機関等4076か所に配布済み(4月21日～)
		304,000枚	感染症指定医療機関等75か所に配布(5月3日～)
		1,209,000枚	感染症指定医療機関等6509か所に配布(5月18日～)
		1,612,000枚	感染症指定医療機関等2872か所に配布(5月26日～)
		1,819,000枚	感染症指定医療機関等72か所、診療所等8,235か所に配布(6月15日～)
	県で購入	500,000枚	診療所2535か所に配布(5月18日～)
500,000枚		診療所等7459か所に配布(5月25日～)	

		387,000枚	感染症指定医療機関等130か所に配布(6月2日～)
		613,000枚	診療所等10,208か所に配布(6月8日～)
		500,000枚	感染症指定医療機関等169か所に配布(6月15日～)
		500,000枚	感染症指定医療機関等170か所に配布(6月22日～)
	台湾等からの寄贈	10,800枚	感染症指定医療機関12か所に配布(5月12日～)
	民間企業からの寄贈	125,100枚	診療所等10,208か所に配布(6月8日～) (上記県購入分613,000枚と合わせて配布)
119,000枚		感染症指定医療機関31か所に配布(6月24日～)	
N95マスク	国からの配布	10,000枚	感染症指定医療機関等54か所に配布(4月24日～)
		80,000枚	感染症指定医療機関等71か所に配布(4月27日～)
		59,000枚	感染症指定医療機関等98か所に配布(5月18日～)
		59,000枚	感染症指定医療機関等116か所に配布(5月26日～)
		46,000枚	感染症指定医療機関等154か所に配布(6月8日～)
		46,000枚	感染症指定医療機関等123か所に配布(6月26日～)
	県で購入	2,200枚	感染症指定医療機関等44か所に配布(3月26日～)
	公益団体から寄贈	10,000枚	
	中国企業から寄贈	50,000枚	感染症指定医療機関等60か所に配布(4月17日～)
	民間企業から寄贈	50,160枚	感染症指定医療機関等47か所に配布(4月24日～)
	民間企業から寄贈	80,000枚	感染症指定医療機関等274か所に配布(5月12日～)

	民間企業 から寄贈	71,810枚	感染症指定医療機関等154か所に配布(6月8日～)(上記国配布分46,000枚と合わせて配布)
合計		11,892,270枚	

(2) 社会福祉施設等

確保方法	枚数	備 考
県で購入	4,867,525枚	政令市、中核市を除く社会福祉施設等(届出保育施設、児童養護施設等、障害福祉サービス事業者等、保護施設等)及び幼稚園に、3月23日から順次配布
民間会社からの寄贈	7,950枚	
江蘇省からの寄贈	50,000枚	介護保険施設・居宅サービス事業所・人工呼吸器使用者のご家庭に順次配布
民間会社等からの寄贈	718,075枚	社会福祉施設等に順次配布
合計	5,643,550枚	

(3) 上記のほか、国から介護施設等へ布マスクを一人一枚直接配布済み。

新型コロナウイルス感染症対策としての医療用ガウン等の確保・配布状況(7月22日時点)

- 県では、医療機関に医療用ガウン、フェイスシールド、医療用手袋を配布するため、国から配分されたもののほか、購入や寄贈により県が確保し、現時点での確保・配布数は、4,087,435点になっています。
- 確保した医療用ガウン等は、医療機関の在庫状況を勘案し、順次配布します。

国の一括購入分

確保方法		数量	備 考
ガウン	国からの配布	13,050 着	・感染症指定医療機関等56か所に配布(4月20、21日)
		30,000 着	・感染症指定医療機関等103か所に配布(4月23日～)
		60,000 着	・感染症指定医療機関等461か所に配布(5月1日～)
		96,000 着	・感染症指定医療機関等370か所に配布(5月18日～)
		163,000 着	・感染症指定医療機関等460か所に配布(5月26日～)
		163,000 着	・感染症指定医療機関等458か所に配布(6月3日～)
		163,000 着	・感染症指定医療機関等455か所及び診療所1,481か所に配布(6月9日～)
		191,000 着	・感染症指定医療機関等460か所に配布(6月15日～)
		249,000 着	・感染症指定医療機関等161か所及び診療所3,780か所に配布(6月22日～)
		249,000 着	・感染症指定医療機関等131か所及び診療所3,455か所に配布(6月29日～)
		332,500 着	・感染症指定医療機関等111か所、診療所3,455か所及び歯科診療所3,060か所に配布(7月6日～)
		291,000 着	・感染症指定医療機関等107か所及び歯科診療所3,116か所に配布(7月13日～)
		291,000 着	・感染症指定医療機関等94か所、歯科診療所3,115か所及び助産院101か所に配布(7月20日～)
小計		2,291,550 着	
フェイスシールド	国からの配布	13,200 個	・感染症指定医療機関等56か所に配布(4月20、21日)
		30,000 個	・感染症指定医療機関等103か所に配布(4月23日～)
		50,100 個	・感染症指定医療機関等461か所に配布(5月1日～)
		84,000 個	・感染症指定医療機関等347か所に配布(5月18日～)
		61,000 個	・感染症指定医療機関等458か所に配布(6月3日～)
		105,000 個	・感染症指定医療機関等125か所に配布(6月15日～)
		181,500 個	・感染症指定医療機関等121か所及び診療所3,560か所に配布(6月29日～)
		181,500 個	・感染症指定医療機関等84か所及び歯科診療所3,116か所に配布(7月13日～)
小計		706,300 個	

医療用手袋	国からの配布	94,000 双	・感染症指定医療機関等460か所に配布（6月15日～）
		84,000 双	・感染症指定医療機関等160か所に配布（6月29日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等134か所に配布（7月6日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等145か所に配布（7月13日～）
		422,000 双	・感染症指定医療機関等140か所に配布（7月20日～）
小計		1,022,000 個	
合計		4,019,850 点	

県確保分

確保方法		数量	備 考
ガウン	県購入分	40,000 着	・感染症指定医療機関等に配布（5月18日～）
	民間企業から寄贈	4,200 着	・感染症指定医療機関等に配布（7月2日～）
フェイスシールド	民間企業から寄贈	23,385 個	・感染症指定医療機関等に配布（7月6日～）
合計		67,585 点	

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

- 庁舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】
 - ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置

- エレベーターボタン等の消毒（4月2日）【財産活用課】
 - ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。

- 県ホームページ上に専用ポータルページを開設（1月31日）【県民情報広報課】

- 庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】
 - ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示

- 県税の申告期限の延長【税務課】
 - ・宿泊税について、4月宿泊分の申告・納入期限を1か月延長（3/6 宿泊事業者に通知、3/31 規則公布）
 - ・個人事業税について、国税と併せ、3月16日の申告期限を4月16日まで延長し、さらに無期限に申告期限を延長。また、通常8月に送付している納税通知書を9月に送付し、納期限を9月30日に変更。
 - ・法人事業税について、法人税に準じ申告期限を延長。（4月23日）
 - ・一部の県税について、申告・納付等の期限を6月1日又は6月30日まで延長（4月10日、5月8日）

- 納税困難者に対する県税の徴収猶予等（全税目）【税務課】
 - ・3/18 総務省通知により猶予制度の周知及び制度の迅速かつ柔軟な対応
 - ・徴収猶予の特例制度（収入が前年同期比20%以上減少した場合に、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例）を開始（4月30日）

- 自動車の廃車等の手続き期限の延長（3月19日）【税務課】
 - ・3月末の運輸支局の窓口の混雑緩和対策として、自動車の抹消登録等の期限を延長（最長4/15まで）

○県ホームページ上に県内の感染動向等を掲載したページを開設（3月19日）【県民情報広報課】

- ・陽性患者数、検査実施数、相談件数など

○支払困難者に対する県貸付金償還金などの支払い猶予等（3月26日）【財政課】

- ・収入の減少により県への支払いが困難となった方からの申請に基づき、担当部署において収入状況等の確認を行い、個々の状況に応じた支払猶予等を実施（支払猶予等を行う期間、相談窓口など、詳細は県ホームページに掲載）

○JR博多駅、小倉駅、久留米駅及び西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージを活用し、外出自粛の要請に合わせた広告物の掲載を実施（4月4日から順次掲載）。【県民情報広報課】

○県公式LINE、ツイッターに加え、各部が保有するSNS、アプリ、メールマガジン等により、登録者及び関係団体に対して、週末の外出自粛などについて周知（4月1日、8日に各部へ依頼）。【県民情報広報課】

○感染拡大防止のための啓発 TVCM の放送（4月17日から）【県民情報広報課】

- ・在福民間放送局5局のアナウンサーを起用したCMを製作し、県民に新型コロナウイルス感染防止に向けた呼びかけを行うもの。（4月17日～5月6日）
- ・アナウンサーCMとタイアップしたポスターをJR主要駅、西鉄及び福岡市営地下鉄各駅に掲出（4月27日から）
- ・アナウンサーCMを西日本シティ銀行ロビーモニターで放映（5月7日～6月12日）
- ・医療従事者等に対する偏見や差別の防止を呼びかける啓発TVCMを放送。（5月18日～5月31日）
- ・差別防止CMを西日本シティ銀行ロビーモニターで放映（6月15日から）

○外出自粛・感染拡大予防等に係る新聞広告の実施（4月16日から）【県民情報広報課】

- ・地元新聞他3紙に緊急事態措置に伴う外出自粛要請、施設の休止についての広告を掲載（4月16日、17日）
- ・地元新聞他4紙に、大型連休直前における外出自粛要請等についての広告を掲載（4月24日、25日、27日）
- ・地元新聞他3紙に、医療従事者に向けた感謝と応援メッセージ、および大型連休中における外出自粛等についての広告を掲載（5月1日、2日）
- ・日本経済新聞に、「福岡県持続化緊急支援金」をはじめとする中小企業向け支援措置についての広告を掲載（5月8日）
- 新 新聞2紙に「新しい生活様式」による感染拡大予防についての広告を掲載（6月24日、7月30日（予定））

○FMラジオ（エフエム福岡）での知事メッセージの放送（4月22日から）【県民情報広報課】

- ・県民に外出自粛等をよびかける知事のメッセージ（40秒）を放送。（4月22日～5月6

日)

- ・医療従事者等に対する偏見や差別の防止を呼びかける知事のメッセージ(40秒)を放送(5月8日~5月末)

○緊急雇用対策としての会計年度任用職員の任用【人事課】

- ・感染症流行の影響により就職内定を取り消された者又は職を失った者を対象とした会計年度任用職員(任用予定数50人)の募集開始(4月20日)
- ・合格者50人を順次任用(一次募集分:5月14日から、二次募集分:5月29日から)

○県庁行政棟各課室に消毒液設置(4月24日)【財産活用課】

○6首長によるリレーメッセージ動画の制作・配信【県民情報広報課】

- ・大型連休中の外出自粛を強かに呼びかけるため、知事を含む6首長によるリレーメッセージ動画を制作、ふくおかインターネットテレビ、JR博多駅のデジタルサイネージで配信(4月24日~5月6日)

○「ふるさと納税」の呼びかけ(5月11日)【税務課】

- ・患者の治療・看護に携わる医療従事者への支援のため、県ホームページで「ふるさと納税」の呼びかけを開始。

○著名人による医療従事者等への感謝・応援メッセージ動画の配信【県民情報広報課】

- ・福岡県新型コロナウイルス医療従事者応援金の募金を呼びかけるため、ふくおかインターネットテレビ及び県ホームページ等で配信(5月11日以降順次)

○福岡県だより臨時号を発行(5月22日)【県民情報広報課】

- ・各種支援情報と問い合わせ先を「個人向け」、「事業者向け」に分けて一覧表に整理し、新聞6紙朝刊折込で配布。県HPへの掲載のほか、県公式LINE、ツイッターでも発信。6月1日以降、県内ローソンでも配布。

○外出自粛に伴う運動不足解消等のため、自宅や日常生活の中でできる運動動画を3本制作し、ふくおかインターネットテレビで配信(5月12日)【県民情報広報課(スポーツ局、健康増進課と共同)】

○避難所等における感染症防止に係るマスク等の備蓄【防災企画課】

- ・災害発生時に市町村が運営する避難所等における、感染症防止に係る市町村備蓄物資の補完を円滑に行うため、県においてマスク、消毒液及び非接触体温計を備蓄(5月19日以降順次)

○「新しい生活様式」に係るポスターを制作【県民情報広報課】

- ・JR・市営地下鉄・西鉄・北九州モノレールの駅のホーム等に掲出(6月15日から)
- ・北九州モノレールの駅のホームに掲出(6月15日~6月30日)
- ・県庁・県出先機関・市町村に掲出依頼(6月中旬から)

- ・ポスターを基に音声付き動画を制作し、JR博多駅、小倉駅、久留米駅のデジタルサイネージで配信（6月中旬から）
- 福岡県だより7月号での広報（6月15日から配布開始）【県民情報広報課】
 - ・医療従事者の応援や個人・事業者向けの支援情報等を掲載
- グラフふくおか夏号での広報（6月19日）【県民情報広報課】
 - ・医療従事者インタビューやテイクアウト提供で奮闘する地域の飲食店等の記事を掲載

庁内向けの対策

- 【再掲】庁舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】
 - ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置
- 【再掲】エレベーターボタン等の消毒（4月2日）【財産活用課】
 - ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。
- 【再掲】庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】
 - ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示
- 時差通勤の拡大（2月28日）【人事課】
 - ・2月28日から当面の間、本庁及び福岡市、北九州市、福岡県外に所在する出先機関に勤務する職員について、時差通勤の運用を拡大
 - ・4月13日からは、時差通勤の運用の拡大を全所属に適用
- 感染拡大防止に向けた対応について通知（3月24日）【人事課】
 - ・北九州市職員が感染したことを受け、感染予防、職員・同居親族等に症状が疑われる際の対応、執務室の定期的な換気等を改めて周知徹底。
- 庁内放送による職員への注意喚起（3月24日）【財産活用課・総務事務厚生課】
 - ・手洗等の予防対策や室内の換気を促す庁内放送を実施
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の出張等について通知（3月30日）【人事課】
 - ・東京都、大阪府など感染が拡大している地域への出張や、県内出張（緊急やむを得ないものを除く）の取りやめ
 - ・勤務時間外における不要不急の外出や会合の自粛
- 新規採用職員の健康管理について【人事課】
 - ・入庁前の新規採用職員に対し、感染拡大防止の取組みを要請する通知を発出（3月24日）
 - ・電話連絡により海外渡航歴等を確認（3月30日）

○退職者辞令交付式（3月31日）及び新規採用職員辞令交付式（4月1日）の中止【人事課】

○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備【人事課】

- ・大曲副知事をトップとした各部の次長等を構成メンバーとする「福岡県新型コロナウイルス感染症対策チーム」の設置（4月2日）
- ・4月6日、保健医療介護部内の3つの班の専任職員を12人増員（25人体制）
- ・緊急事態宣言を受け、更に増員（50人体制）し、また、緊密な連携を行うため1か所に集約して配置（4月10日）
- ・宿泊療養やまん延防止に係る調整など増加する業務に対応するため更に増員（87人体制）（5月14日）
- ・感染症の発生状況や必要な取組みの内容に応じて、各班の業務内容を整理し、人員体制を見直し（53人体制）（7月6日）
- ・4月13日から無症状者や軽症者を受け入れる療養施設に、県職員を派遣（延べ120人）（7月22日）

○感染拡大防止に向けたチラシ配布【人事課】

- ・本県職員から感染者を出さないよう、勤務時間外の外出自粛をはじめ、感染症対策の徹底についてチラシにより全職員へ周知（4月3日）
- ・大型連休期間中の不要不急の外出自粛と年次休暇の取得促進についてチラシにより全職員へ周知（4月23日）
- ・緊急事態宣言解除後も、引き続き職員から感染者を出さないよう、不要不急の外出自粛や「新しい生活様式」を実践するよう求める周知チラシを全職員へ配布（5月15日）

○県職員の健康管理の徹底について通知（4月7日）【人事課・総務事務厚生課】

- ・勤務時間中のマスク着用を含む咳エチケットや執務室の定期的な換気等、感染予防について改めて周知徹底

○本庁における休憩時間の分散（4月8日）【人事課】

- ・本庁における昼食時の売店及びエレベーターの混雑を緩和するため、昼の休憩時間をフロア毎に分散。

○業務継続のための分散勤務の実施（4月8日～5月31日）【人事課】

- ・各所属で感染者が発生した場合でも、業務を継続する体制を確保するため、分散勤務を実施

○公務災害認定請求の手続きについて周知（4月10日）【総務事務厚生課】

- ・職員が公務により発症した場合の公務災害認定請求の手続きについて周知。（4月13日、市町村、一部事務組合及び地方独立法人にも周知。）

○在宅勤務の促進【人事課】

- ・出勤者を減らすために、新型コロナウイルス感染症対策等に従事する職員を除き、5割以

上の職員の在宅勤務を目指す。(4月13日～5月31日)

- ・緊急事態宣言解除後も、出勤時における人との接触を低減するため、業務の性格を踏まえて、できる限り在宅勤務を実施(6月1日～)

○感染症拡大防止に向けた対応について通知(4月23日・24日)【財産活用課】

- ・行政財産使用許可団体に対し、感染症の拡大防止への取組み、職員・同居家族に症状が疑われる際の県への速やかな報告について周知徹底

○【再掲】県庁行政棟各課室に消毒液設置(4月24日)【財産活用課】

○健康管理のための新型コロナウイルス感染症対策本部事務局等の職員に対する産業医面談等の実施(5月7日から実施)【総務事務厚生課】

○感染症対策に係る今後の対応について通知【人事課・総務事務厚生課】

- ・緊急事態宣言解除後も、勤務時間中のマスク着用等の感染症対策の徹底や、不要不急の外出自粛、在宅勤務等に取り組むよう周知。(5月15日)
- ・緊急事態宣言の全面解除後も、勤務時間中のマスク着用、出張時の車内の密集・密接状態の回避等感染症対策の徹底や、緊急事態宣言が解除されて間もない地域への出張を行わないよう周知。(6月1日)

- 新** 全県下での自粛要請解除は、感染症対策の徹底を図りながら、一部自粛要請していた出張、外出及び会合は、地域の感染状況に十分留意することで、実施可能と周知。(6月23日)

○職場における感染防止対策の再点検等について通知(5月15日)【総務事務厚生課】

- ・職場における感染拡大防止策について、その実態を改めて点検し、更なる対策の検討・実施に努めるよう要請。

○「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防について周知(6月1日)【総務事務厚生課】

- ・「夏季における健康管理について」の通知の中で、屋外でのマスク着用方法等、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントについて周知。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

空港関係【空港事業課】

(福岡国際空港(株)・北九州エアターミナル(株))

- 空港施設内に手洗い・咳エチケットなど掲示を依頼
- 手すり、エレベーターなど、こまめなアルコール消毒など実施中
- 5月1日から福岡空港国内線ターミナル（保安検査場入り口）においてサーモグラフィによる体温確認を開始（機器は国が設置）
- 7月8日から北九州空港国内線ターミナル（保安検査場入り口）においてサーモグラフィによる体温確認を開始（機器は県が設置）
- 航空路線の状況（07/16時点）

・国際線〔7月〕の状況

〈福岡空港〉

計画 約 1,850 便

運休 99%

〈北九州空港〉

計画 81 便

運休 100%

・国内線〔7月〕の状況

〈福岡空港〉

羽田線など、全体で 35%が運休

〈北九州空港〉

羽田線など、全体で 52%が運休

※貨物のみの運航を除く

交通事業者関係【交通政策課】

〈交通事業者への周知〉

- 交通事業者（バス、鉄道、タクシー及び航路）に対し、手洗い・咳エチケットの徹底や駅・バスターミナル等への掲示を依頼（2月21日）
- 交通事業者に対し、感染症の影響による休業等の特別労働相談窓口や中小企業向けの経営相談窓口、県の新たな支援内容などについて周知（3月5日）

- 交通事業者に対し、感染拡大防止のため、4月1日に県から県民にお願いした外出自粛要請等についての周知協力を依頼（4月2日）
- 緊急事態措置対象地域の指定を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第8項及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、指定公共機関（JR九州、JR西日本）、指定地方公共機関（西日本鉄道、平成筑豊鉄道等）、タクシー事業者や市町村に対し、地域公共交通の事業継続を要請（4月8日）、同継続を5月31日まで延長（5月7日）
- 県内各タクシー協会に対し、感染症の影響を受ける中小企業者等向け支援策について周知を依頼（県バス協会に対しては商工政策課から別途依頼）（5月15日）
- 平成筑豊鉄道株、甘木鉄道株、筑豊電気鉄道株に対し、感染症の影響を受ける中小企業者等向け支援策について周知（5月18日）

<運休・減便関係>

【平成筑豊鉄道】

- 4月4日（土）～7月19日（日）の間（計36回）、レストラン列車「ことごと列車」の運行を休止。7月23日（木・祝）より運行再開。
- 5月18日（月）から通常ダイヤで運行。

【JR九州】

- 快速、普通列車については、6月1日（月）から通常ダイヤで運行。
- 九州新幹線については、6月13日（土）から通常ダイヤで運行。
- 在来線特急については、6月19日（金）から通常ダイヤで運行。

【西日本鉄道】

- 5月16日（土）から、天神大牟田線、貝塚線ともに通常ダイヤで運行。

【筑豊電気鉄道】

- 5月18日（月）から、通常ダイヤで運行。

【甘木鉄道】

- 5月18日（月）から、通常ダイヤで運行。

【西鉄バス】

①路線バス

- ・運休 福岡空港国際線～博多駅直行系統
- ・減便 甘木（都市高速）博多駅線、太宰府ライナーバス「旅人」など3路線
- ・特別ダイヤ 鳥栖プレミアム・アウトレット線
- ・その他路線は通常ダイヤで運行

②高速バス

- ・運休 7月 18日(土)から 福岡佐賀空港線など2路線
- ・減便 7月 17日(金)から 福岡～宮崎線など11路線

在留外国人対応、国際関係【国際政策課、地域課】

○外国人相談センター（国際交流センター）相談状況

- ・相談件数： 140件（7月14日現在）
- ・主な相談： 特別定額給付金関係、仕事・アルバイトの紹介、在留資格の取扱い

○外国人相談センター（国際交流センター）にパーティションを設置したり、非接触型体温計を配備するなど感染防止対策を徹底。

○国際交流センターHPにおいて厚労省等の情報（感染防止対策など）を、英語、中国語、韓国語に加え、ネパール語、ベトナム語でも提供開始（4月1日から）

○福岡県留学生サポートセンターにおいて、大学・短大・高専に加え、専修学校及び日本語学校の留学生も対象としたアルバイトの斡旋を開始（5月11日から）

○「特別定額給付金」や「生活福祉資金貸付制度」に関する情報を6言語に翻訳し、県内の学校を通じて留学生に周知

○海外等からのマスク寄贈

- ・中国江蘇省からマスク5万枚寄贈、3月25日に到着。保健医療介護部を通じ、介護保険施設等に提供済。
- ・在上海福岡県人会から、医療用マスク4,750枚寄贈、4月20日(1,300枚)、4月27日(2,600枚)、5月18日(850枚)に受領。保健医療介護部を通じ、医療機関等に提供済。
- ・中国江蘇省昆山市の企業団体から、中国駐福岡総領事館を通じ、マスク2万枚寄贈、5月12日に受領。
- ・台北駐福岡経済文化弁事処からマスク1万枚を寄贈、5月18日受領。現在新型コロナウイルス感染症対策本部において、社会福祉施設等への配布を調整中。
- ・ベトナムランソン省からマスク2万枚寄贈、5月27日受領。
- ・日越高校生による「We Are One World プロジェクト」からマスク2万枚を受領、社会福祉施設等に配布。

県内市町村への対応【市町村支援課】

○国の情報、県の対応状況など、速やかに各市町村に情報提供中

○新型コロナウイルス感染症関係の迅速な情報提供のため、市町村等総務部局向けの情報サイトを開設

○特別定額給付金が、迅速かつ着実に県民に行き渡るよう、市町村の補助金交付事務

の支援

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の市町村分実施計画の策定支援

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 県民等への主な周知

○新型コロナウイルスに関する感染症対策に係る周知

- ・市町村、県有文化施設に対して、感染症対策やイベント開催にあたっての留意事項について、文化庁・スポーツ庁の通知と併せて周知。
- ・女性相談所及び婦人保護施設に対して、社会福祉施設等における感染症への対応について、厚生労働省の通知と併せて周知。
- ・県及び消費生活センターのホームページで、マスク、消毒液、トイレットペーパー等の生産、発送状況等についての経済産業省の情報を活用し周知。併せて、市町村消費生活センター・相談窓口に対して住民への周知を依頼。
- ・人づくり・県民生活部で所管しているメールマガジンにより、新型コロナ対策に係る注意喚起を実施（7媒体、約5万件）。

- ・福岡県NPO・ボランティアセンターメールマガジン@コンテ
- ・ふくおか社会貢献企業応援メールマガジン
- ・アクロスふくおかメールマガジン
- ・あすばるメールマガジン
- ・あんあんメール
- ・福岡県STOP!飲酒運転メールマガジン
- ・女性と子どもの安全みまもり企業だより

- ・包括協定締結企業に対して、感染防止対策の取組みに係る協力を依頼（23社）。

○DV被害等の相談窓口の周知【男女共同参画推進課】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されることから、相談窓口について県ホームページで周知。
- ・DVを理由に避難している方が、特別定額給付金を避難先の市区町村で受け取るための手続きについて、県ホームページで周知（4月24日～）するとともに、配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口において、相談者に対して周知。また、申請期限を過ぎても手続きが可能であることをさらに周知（5月1日～）。

○消費生活に関する県民相談・啓発【生活安全課】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺等に対応するため、県消費生活センターにおいて、5月から8月までの間、通常の相談対応日（月～金・日）

に加え、土曜日も特別相談を実施。

- ・県消費生活センターにおいて、イベントや旅行のキャンセル、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する県民からの相談の受付及び注意喚起。

県内消費生活相談の内容及び件数（R2.1.24～7.19）

（県・県内市町村の消費生活センター）

- ・マスク不足、転売等に関するもの（734件）、
 - ・トイレットペーパー等不足等に関するもの（84件）、
 - ・宿泊等の予約キャンセル料に関するもの（914件）、
 - ・給付金に関連した不審電話等に関するもの（20件）
- 総計 3,094件

- ・特別定額給付金に関連した詐欺に関する啓発チラシを作成し、行政機関が受給に当たってATM（現金自動預払機）の操作や手数料の振込を求めたりすることは絶対がないこと等を周知するとともに、あやしい・おかしいと思った場合は、迷わず最寄りの消費生活センターや警察署等に相談することを呼びかけ。

- ・市町村に対し、各世帯に送付する特別定額給付金申請書への啓発チラシの同封、ホームページへの掲載、各種窓口への配架などの方法により住民に対する周知を行うよう要請（4月30日）
- ・福岡県及び県消費生活センターのホームページに掲載（5月1日～）
- ・県税事務所、保健福祉（環境）事務所等の窓口へ、啓発チラシを配架（5月1日～）
- ・銀行・郵便局等の窓口へ啓発チラシを配架（5月13日～）

- ・マスクや生活必需品が必要な方に届くよう、県民に対し、ホームページやSNSにおいて冷静な購買活動と呼びかけ。
- ・国民生活安定緊急措置法に基づくマスク（3月15日～）及びアルコール消毒製品（5月26日～）の転売規制について、県消費生活センターのホームページで周知。

2 子どもの防犯対策【生活安全課】

- ・小・中・高校等の再開にあたり、地域防犯団体に対して、日常生活における「ながら防犯」活動の実施や「分散登校」による登下校時間の変更に対応した見守り活動の協力を依頼（5月16日）。

3 学校の臨時休業等

（1）大学、短期大学、高等専門学校【政策課】

- ・県内の大学及び高等専門学校について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月6日まで基本的に臨時休業するよう協力を要請（4月13日）。

- ・国の緊急事態宣言の延長を受け、県内の大学及び高等専門学校について、面接授業の休止など臨時休業を5月31日まで継続するよう協力を要請（5月4日）。
- ・国の本県に対する緊急事態宣言の解除を受け、徹底した感染防止対策の実施を条件に、5月15日以降の休業要請を行わないことを通知（5月14日）。
- ・県立三大学における学生支援

[相談窓口の開設]

九州歯科大学 学生支援・研究支援課

福岡女子大学 学生支援センター

福岡県立大学 学生支援班

[支援内容]

授業料について

→コロナ感染症の感染拡大の影響で世帯収入が著しく減少した学生などに対し、授業料の減免、分割納付、支払い期限の猶予

奨学金について

→コロナ感染症の感染拡大の影響で世帯収入が著しく減少した学生などに対し、日本学生支援機構の給付型奨学金、貸与型奨学金（無利子、有利子）の申し込み手続きの相談

(2) 私立学校（小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校）【私学振興課】

- ・新学期は県立学校における対応方針を参考としつつ、地域の感染状況や生徒等の通学状況等を踏まえ、時差通学や分散登校等の実施、臨時休業の必要性の有無等について判断するよう依頼（4月2日）。
- ・4月7日から5月6日まで、本県が緊急事態宣言の対象区域に特定されたことを踏まえ、時差通学や分散登校等の実施、臨時休業の必要性の有無等について、改めて判断するよう依頼（4月7日）。
- ・新型インフルエンザ等対策措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月6日まで基本的に臨時休業するよう協力を要請（4月13日）。
- ・県立学校が5月7日及び8日を臨時休業とすることを通知し、引き続き、適切な対応を依頼（4月27日）。
- ・国の緊急事態宣言の延長を受け、5月31日まで基本的に臨時休業するよう協力を要請。また、県立学校に準じ、段階的な教育活動の再開に向けた取組みを依頼（5月4日）。
- ・国の本県に対する緊急事態宣言の解除を受け、徹底した感染防止対策の実施を条件に5月15日以降の休業要請を行わないことを通知し、教育活動の再開にあたっては感染防止対策に万全を期すよう依頼（5月14日）。
- ・北九州市における感染拡大を受け、北九州地区の県立学校が6月1日から当面1週間、分散登校を実施することを参考としつつ、それぞれの地域の実態に応じた適切な判断を依頼（5月29日）。
- ・北九州地区の県立学校が6月8日以降、可能な学校から順次全面開校に移行

すること参考としつつ、それぞれの地域の実態に応じた適切な判断を依頼（6月5日）。

- ⑨・今後の教育活動は、県立学校における感染防止等の留意事項を参考にしよう依頼（6月18日）。

教育活動の再開状況

（小学校、中学校、高等学校の97校）（7月21日現在）

- ・全面開校 : 96校（99.0%）
- ・分散登校 : 1校（1.0%）

（3）幼稚園【私学振興課】

- ・新学期は県立学校における対応方針を参考としつつ、地域の感染状況や園児の登園状況等を踏まえ、臨時休業の必要性の有無等について判断しよう依頼。
臨時休業を行う場合には、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組みを依頼（4月2日）。
- ・4月7日から5月6日まで、本県が緊急事態宣言の対象区域に特定されたことを踏まえ、臨時休業の必要性の有無等について、改めて判断しよう依頼。
臨時休業を行う場合には、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組みを依頼（4月7日）。
- ・新型インフルエンザ等対策措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月6日まで基本的に臨時休業するよう協力を要請。臨時休業に当たっては、保育を必要とする園児の居場所確保に向けた取組みの継続を依頼（4月13日）。
- ・県立学校が5月7日及び8日を臨時休業とすることを通知し、引き続き、適切な対応を依頼（4月27日）。
- ・国の緊急事態宣言の延長を受け、5月31日まで基本的に臨時休業するよう協力を要請。臨時休業に当たっては、保育を必要とする園児の居場所確保に向けた取組みの継続を依頼（5月4日）。
- ・国の本県に対する緊急事態宣言の解除を受け、徹底した感染防止対策の実施を条件に5月15日以降の休業要請を行わないことを通知し、教育活動の再開にあたっては感染防止対策に万全を期すよう依頼（5月14日）。
- ・北九州市における感染拡大を受け、北九州地区の県立学校が6月1日から当面1週間、分散登校を実施することを参考としつつ、それぞれの地域の実態に応じた適切な判断を依頼（5月29日）。
- ・北九州地区の県立学校が6月8日以降、可能な学校から順次全面開校に移行すること参考としつつ、それぞれの地域の実態に応じた適切な判断を依頼（6月5日）。

- ① 今後の教育活動は、県立学校における感染防止等の留意事項を参考にするよう依頼（6月18日）。

教育活動の再開状況

（幼稚園（413園：公立 31、私立 382）（7月21日現在）

・ 全面開園 : 413園（100.0%）

（4）放課後児童クラブ【青少年育成課】

- ・ 各自治体や隣接自治体、生活圏ごとの感染状況等を踏まえ、学校が臨時休業の措置をとる場合は、放課後児童クラブの規模を縮小して開所することや臨時休所も含めて検討するよう要請（4月2日）。
- ・ 緊急事態宣言後の対応について、地域の感染状況によっては、医療従事者やひとり親家庭など、子どもの預かりが必要な家庭への対応に十分配慮した上で、規模を縮小しての開所や臨時休所を検討するよう要請（4月7日）。
- ・ 市町村に対し、緊急事態宣言の期間中、家庭での対応が可能な保護者に児童の利用を控えるよう確実に要請し、医療従事者やひとり親家庭など、子どもの預かりが必要な家庭への対応に十分配慮した上で、規模を縮小して実施するよう改めて要請（4月14日）。
- ・ 子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、関係機関への連絡や保護者説明、休所等の判断を速やかに行うよう、改めて要請（4月20日）。
- ・ 臨時休所等を行った場合であっても、医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応を検討するとともに、医療従事者等の子どもへの偏見や差別が生じないように十分配慮することを改めて要請（4月20日）。
- ・ 県立学校と同様に、市町村の小学校が5月7日及び8日を臨時休業とする場合は、引き続き、預かりの縮小を徹底することなど、適切に対応するよう依頼（4月27日）。
- ・ 市町村に対し、緊急事態措置の延長（5月31日まで）に伴う対応についてこれまでの取組を継続するとともに、子どもの居場所の確保について教育委員会等と連携を図るなど適切に対応するよう要請（5月4日）。
- ・ 市町村に対し、緊急事態措置が解除された後の対応について、基本的な感染症対策の徹底等を継続するとともに、家庭での保育が可能な保護者に対して利用を控えるようお願いする場合には、子どもの預かりが必要な家庭への対応に十分配慮すること、また必要に応じて教育委員会等との連携を積極的に図ることなどを要請（5月15日）。
- ・ 北九州市における感染拡大を受け、県教育委員会から市町村教育委員会に対し発出された通知について情報提供するとともに、放課後児童クラブの運営については、必要に応じて教育委員会等と連携の上、対応するよう依頼（5月29日、6月5日）。

4 東京2020オリンピック競技大会の延期に伴う対応【スポーツ企画課】

○オリンピック聖火リレー（5/12～13） 延期

○パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル（8/13～16） 延期

5 NPOへの支援【社会活動推進課】

○NPO・ボランティアセンターにおいて、NPO法人を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する国、県等の給付金、貸付金等の支援制度等についてホームページ及びメールマガジンで周知。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 雇用の維持・就労に関する支援

- 特別労働相談窓口の開設（2月28日）【労働政策課】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する特別相談窓口を県内4地域の労働者支援事務所内に開設
相談状況：2,000件（休暇、休業に関する相談が4割強）※7月17日現在
〔（内訳）休暇、休業に関する相談861件、雇用調整助成金に関する相談397件〕
解雇・雇止め・退職勧奨に関する相談107件 等
- （参考）
福岡労働局の特別相談窓口
相談状況：41,550件（雇用調整助成金に係る相談が約8割）※7月10日現在
- 緊急短期雇用創出事業 【労働政策課】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、緊急に短期の雇用を創出。
 - ・事業主体は県及び県内市町村。市町村実施事業については、県が1/2を補助。
 - ・既定予算を流用し、5月中に事業開始。6月補正予算に計上。
 - ・5月20日に県ホームページ内に「福岡県緊急短期雇用創出事業特設ページ」を開設
県実施事業のうち、県（出先機関等含む）で会計年度任用職員として直接雇用するものについて募集を開始。（5月27日時点で164名の応募があり、順次選考を実施中。
24名の採用が内定）
 - ・市町村事業については、第1次募集の結果、24の市町村から合計61事業の申請が出され、5月28日付けで交付金の対象とする旨決定。
 - ・6月3日時点で約1,000人の方の就職が決定。
- 再就職支援の強化【労働政策課】
 - ・離職者等のニーズを踏まえた求人開拓を実施するとともに、若者就職支援センター及び中高年就職支援センターの相談員を増員
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、企業と求職者の出会いの場を提供し効率的なマッチング支援を行うことができるよう、Web上での合同会社説明会を実施
- 雇用維持専門家助言事業【労働政策課】
 - ・労務管理等の専門家が、国の雇用調整助成金の活用や労働者が安心して休暇を取得できる制度の導入について、企業に対するコンサルティングを実施
 - ・5月22日より企業からの申込受付開始
- 障がい者就労支援事業所等におけるテレワーク導入経費に対する助成（3月25日）
【障がい福祉課】
 - ・令和元年度第3次2月補正予算及び令和2年度4月補正予算を活用し、就労支援事業所等

を利用する障がい者の在宅就労を推進するため、テレワークのシステム導入経費等の助成を開始

交付決定：7件

○障がい者のテレワークの推進【新雇用開発課】

- ・障がい者のテレワーク導入に関して、相談窓口（コーディネーター配置）を6月に設置し、就職支援事務所や企業が、より効果的なテレワークの導入ができるようサポート体制を整備。
- ・テレワークを活用した障がい者求人の開拓を行い、WEB上で合同会社説明会を実施

○雇用調整助成金（教育訓練加算）活用のための研修プログラムの提供

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小を余儀なくされた事業主に雇用調整助成金の教育訓練加算を活用してもらうため、北九州市と共同して研修プログラム（自宅のインターネット等を用いた教育訓練）を作成・提供
プログラム提供期間：令和2年5月19日から6月30日まで
プログラムの内容：ビジネスソフトの基本操作、ビジネスマナー等全24プログラム

2 生活困窮者に対する支援

○生活福祉資金の特例貸付の開始（3月23日）【保護・援護課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付を開始
貸付決定：59,187件 ※7月16日現在
（内訳）緊急小口資金40,827件、総合支援資金（生活支援費）18,360件

○インターネットカフェ等使用制限に伴う宿泊施設確保（4月17日）【保護・援護課】

- ・市及び県（町村部）の自立相談支援機関等に相談に来られた方を対象に、5月31日までの間、県有施設の宿泊室を21室確保。
緊急事態宣言解除を受け、5月18日をもって終了。
- ・県ホームページで、低料金で宿泊施設を提供可能な事業者を募集し、5月31日までの間、利用希望者に対しその宿泊施設の情報を紹介。
協力宿泊施設：12施設

○住居確保給付金の対象者拡充（4月20日）【保護・援護課】

- ・休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう対象者を拡充。
- ・支給要件であった公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込を、4月30日から当分の間は不要とする緩和措置を実施
支給決定件数：130件 ※7月16日現在

- 新 住居確保給付金の申請受付を行う自立相談支援事務所の相談支援員を一部増員

3 障がいのある人への支援

○遠隔手話サービスの実施【障がい福祉課】

- ・聴覚障がいのある人が行政機関への相談や医療機関への受診の際、手話通訳者を同行する

ことが困難な場合に遠隔で手話サービスを提供する体制を整備

- 「まごころ製品」共同受注窓口の活性化【障がい福祉課】
 - ・障がいのある人の収入を確保するため、「まごころ製品」の共同受注拡大に向けた営業活動支援を実施
- 障害者就業・生活支援センターの相談体制の強化【新雇用開発課】
 - ・障害者就業・生活支援センター【はまゆう（宗像市）及びじゃんぷ（田川市）】の生活支援員を5月より増員し、休業等により不安を抱く方の相談体制を強化

4 児童への支援

- 児童相談所虐待対応ダイヤル189（いち・はや・く）の周知（4月10日）【児童家庭課】
 - ・外出自粛や学校の休業等の状況下においては、生活不安やストレスによる児童虐待の増加等が懸念されることから、児童相談所、市町村による見守りを行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤルについて県ホームページで周知

- 新** 児童相談所における児童の安全確認体制の強化【児童家庭課】
 - ・令和2年度6月補正予算を活用し、各児童相談所に児童の安全確認体制を強化するための会計年度任用職員を配置

- 保護者が感染し身寄りのない児童の保護（4月中旬）【児童家庭課】
 - ・保護者が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者となった児童に保護者以外の世話をする親族等がない場合、児童相談所において一時保護を実施

5 ひとり親家庭への支援

- 新** 生活が困窮しているひとり親世帯に対する臨時特例給付金の給付【児童家庭課】
 - ・令和2年度6月補正予算を活用し、児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円等を給付

- 新** 保健福祉環境事務所における相談体制の強化【児童家庭課】
 - ・令和2年度6月補正予算を活用し、各保健福祉環境事務所に通信端末を整備し、ひとり親家庭に対してテレビ電話を活用した相談を実施

6 人権への配慮

- 人権啓発の取組み【調整課】
 - ・新型コロナウイルス感染症に関して、県民一人ひとりの人権への配慮を呼びかけるとともに、人権相談窓口について周知
 - ・県ホームページに掲載（3月3日～）
 - ・啓発チラシの配布、ポスターをJR・地下鉄等の駅に掲示（5月18日～）
 - ・天神・博多駅の大型ビジョンでの放映（5月2日～）
 - ・ラジオで知事メッセージを放送（5月7日～）
 - ・テレビで人権啓発CMを放送（5月18日～）
 - ・福岡県だよりに掲載（5月号、臨時号、7月号）

7 学校の臨時休業等に対する対応

○学校等の臨時休業に対する支援 【障がい福祉課】

- ・障がいのある幼児児童生徒が利用する放課後等デイサービスについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を事業者へ依頼（2月28日）

※増加する経費については、令和元年度第3次2月補正予算で措置済み

- ・4月以降についても、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、サービスの提供の縮小又は臨時休業を検討することを周知（4月2日）
- ・緊急事態宣言を受け、通所等の障がい福祉サービス事業所に対して、可能な場合には通所を控えることよりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対して、サービスの提供を確保することを周知（4月7日）
- ・県からの施設の使用停止に係る協力要請の中で、感染防止に万全の対策を講じるようお願いし、障がい福祉サービス等事業所については基本的に休止を要請しない施設とした上で、障がい児通所支援事業所に対しては、緊急事態宣言の期間中、家庭での対応が可能な利用者へ自粛を要請し、感染防止の観点から、サービスの提供の縮小を実施するよう通知（4月13日、14日）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、事業所に対し、引き続きの対応を通知（5月5日）
- ・緊急事態宣言が解除された場合でも、地域によって学校の再開の状況等が異なることが考えられるため、障がい児通所支援事業所に対して、指定解除後の対応等について通知（5月15日）
- ・令和2年度4月補正予算を活用し、学校等の臨時休業により追加的に生じた放課後等デイサービスの利用者負担を免除

○学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応 【子育て支援課】

- ・保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、市町村に対し、感染の予防に留意した上で、原則として開所することを依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、保育の提供の縮小又は臨時休園を検討することを周知（4月2日）
- ・緊急事態宣言を受け、市町村の対応として、必要な方への保育の提供について十分な検討を行いつつ、仕事を休んで家にいることが可能な保護者には、園児の登園を控えるようお願いするなどにより、保育の提供の縮小を検討することが考えられることを周知（4月7日）
- ・県からの施設の使用停止に係る協力要請の中で、保育所については基本的に休止を要請しない施設とした上で、できる限り保育の提供を縮小するとされたことを踏まえ、市町村に対し、緊急事態宣言の期間中、どうしても必要な方への保育の提供は別にして、感染防止の観点から、保護者に児童の保育所の利用を控えるよう確実に要請し、保護者の勤務先にも理解を求めながら、保育の提供の縮小を徹底するよう通知（4月14日）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、市町村に対し、引き続きの対応をお願いするとともに、特

に配慮が必要な保護者には適切に対応するよう通知（5月8日）

- ・緊急事態宣言の解除を受け、保育所については事業継続が求められる施設としたうえで、徹底した感染防止対策を依頼。併せて、市町村に対し、保育所を原則開所とした上で、感染拡大予防の体制が整うまで、引き続き、可能な保護者に対する園児の登園自粛のお願いなどの対策について検討するよう通知（5月15日）

○ファミリー・サポート・センター利用料の減免に対する助成【子育て支援課】

- ・小学校等の臨時休業に伴い、市町村がファミリー・サポート・センター利用者に対し、利用料の減免を行った場合に生じる費用を助成
※昨年度末現在、34市町がファミリー・サポート・センターを設置

8 社会福祉施設・県有施設の感染拡大防止対策

○児童養護施設等における感染拡大防止対策経費に対する助成

【児童家庭課】【保護・援護課】【子育て支援課】【障がい福祉課】

- ・令和元年度第3次2月補正予算、令和2年度4月補正予算及び6月補正予算を活用し、施設等における消毒の実施、生活環境を分離するための個室の整備、手洗い設備の設置、マスクや消毒液、空気清浄機の購入、親子の面会の機会や施設入所児童の学習環境を確保するための通信端末等の整備等に係る経費への助成を開始

交付決定：282件 ※7月20日現在

○県有施設の開館に必要な感染拡大防止対策【福祉総務課】【労働政策課】

- ・臨時休館中のクローバープラザ、北九州勤労青少年文化センターの開館にあたり、利用者及び職員に対する新型コロナウイルス感染症防止対策として必要な体表面温度発熱監視装置や空気清浄機等を設置

9 社会福祉施設等に対する支援

○社会福祉施設等において応援職員を派遣する際の旅費に対する助成【福祉総務課】

- ・新型コロナウイルスへの罹患等により職員が出勤できなくなった社会福祉施設等に対し、他施設から応援職員を派遣する場合に、派遣に係る旅費を助成
※対象施設：高齢者施設、児童養護施設、障がい者（児）入所施設、保護施設等

○障がい福祉サービス事業所等におけるロボット等の導入に対する助成【障がい福祉課】

- ・感染防止及び介護業務の負担軽減のため、障がい福祉サービス事業所等がロボット等を導入する経費等を助成

○障がい福祉サービス確保のための支援に対する助成【障がい福祉課】

- ・休業や縮小をした通所サービス事業所等に対し、利用者の居宅を訪問するなどの代替サービスを提供する際に生じる賃金や交通費等を助成

○障がい児者養成研修等の受講機会拡充【障がい福祉課】

- ・障がい福祉分野の各種法定研修等について、受講生の密集を防ぐため分散して少人数で開催

新

○障がい福祉サービス事業所、救護施設等の職員に対する慰労金の支給【障がい福祉課】
【保護・援護課】

- ・利用者と接する障がい福祉サービス事業所、救護施設等の職員に対し、慰労金を支給（1人あたり5万円～20万円）

10 その他

○保育士試験の中止（4月8日） 【子育て支援課】

- ・4月18日（土）、19日（日）実施予定の保育士試験（令和2年度前期：筆記試験）を中止。（全都道府県が中止を決定）
- ・各受験者（1,010名）に対し、試験実施事業者から個別に通知。併せて、県ホームページ及び事業者ホームページにより周知。

○高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校の再開 【職業能力開発課】

- ・緊急事態宣言の解除を受け、高等技術専門校を5月19日から、福岡障害者職業能力開発校を5月21日から再開。（5月14日）

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 廃棄物の処理について

- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」等に沿って、感染予防策を講じつつ事業継続に取り組み、廃棄物を適正に処理するよう通知（1月29日から随時）
- ・ 県内市町村や関係団体に対し、緊急事態宣言解除後も、引き続き徹底した感染防止対策を行うなど、適正な業務継続に万全を期すよう要請（5月20日）
- ・ 家庭ごみ対策や感染性廃棄物の取扱い等に関するチラシを県内市町村や関係団体等に配布するとともに、県ホームページに掲載し、家庭や医療機関、廃棄物処理業者等が廃棄物を取り扱う際の感染拡大防止策を周知（4月9日、5月7日、5月12日）

※ 現時点（7月21日現在）で、県内13市町等から、新型コロナウイルス感染症への対応に関する問合せを受け、助言・指導を行った。

- ・ 市町村、一部事務組合を対象に、職員の感染防止策及び事業継続体制の確保について、その状況及び課題に係る調査を実施（4月14日～17日）
- ・ 県内市町村や関係団体等を通じ、浄化槽の保守点検や清掃などに携わる業者に対して業務の継続を要請（4月17日）
- ・ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県清掃事業協同組合連合会及び福岡県環境整備事業協同組合連合会の3団体に対し、市町村の一般廃棄物処理に支障が生じた場合の協力を要請（4月22日）
- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する国及び県の支援制度の周知を実施（5月26日）
- ・ 市町村等が処理困難な状況に陥っていないか、適宜情報収集を実施。4月の処理実績では、直接搬入などにより、粗大ごみ等の排出量が増加したものの、処理については滞りなく実施

2 公共工事の一時中止等について

- ・ 県発注の公共工事（自然歩道における標識等の再整備工事等）について、受注者に一時中止の意向を確認（3月25日）
 - ※ これまで申し出により一時中止した案件は1件（現在一時中止中のものはなし）
- ・ 県発注の既契約の工事又は業務について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について徹底するよう通知文書を発出（4月9日）

3 未利用食品の取扱いについて

- 農林水産省が、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業によって発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに対し発信する取組みを開始（3月4日）
- 県内市町村に対し、未利用食品の有効利用の取組みを促進するよう通知文を発送し、一般社団法人福岡県フードバンク協議会に協力を依頼（3月9日）

4 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信について

- 環境部で所掌しているアプリ、メールマガジン、Facebook等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信を実施
 - 〔アプリ〕エコふぁみ
 - 〔メールマガジン〕エコファミリー通信、エコ事業所通信
 - 〔Facebook〕エコトンのエコ日記、福岡県生物多様性 web 情報サイト
 - 〔その他〕電子メールやFAXで関係団体に送信

5 県有施設の開館及び自然公園の駐車場開放について

- 志賀島ビジターセンター（福岡市）は5月20日から、平尾台自然観察センター（北九州市）は6月19日から開館
- 福岡都市圏の自然公園の県管理駐車場（志賀島園地、芥屋園地（海側駐車場を除く。）、渡園地）を5月16日から開放。芥屋園地の海側駐車場についても6月1日から開放
- 求菩提野営場（豊前市）については5月29日から、鷹巣原野営場（添田町）については6月1日から開放（芥屋野営場（糸島市）、渡野営場（福津市）については、今年度は開放しない。）

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 事業の継続

(1) 資金繰りの支援

○実質無利子・無担保、保証料ゼロの緊急特例融資を創設(5/1開始)

【中小企業振興課】

セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者を対象とした、無利子・無担保、保証料ゼロの県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、資金繰り支援を強化。

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資枠・融資上限額を、「緊急経済対策資金」の融資枠をそれぞれ拡大。

「新型コロナウイルス感染症対応資金」
：融資枠 2,828億円→6,600億円、融資上限額 3,000万円→4,000万円
「緊急経済対策資金」：融資枠 600億円→1,786億円

県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」実績(7月21日現在)

<保証申込> 件数：25,453件、金額：417,514百万円

<保証承諾> 件数：21,416件、金額：339,082百万円

県制度融資「緊急経済対策資金」実績(7月21日現在)

<保証申込> 件数：5,906件、金額：159,756百万円

<保証承諾> 件数：4,823件、金額：120,854百万円

県制度融資 合計実績(7月21日現在)

<保証申込> 件数：31,359件、金額：577,271百万円

<保証承諾> 件数：26,239件、金額：459,936百万円

(参考) リーマンショック(平成20年9月発生)時の融資状況との比較

【リーマンショック時】(県制度融資 H20年9~12月実績)

(※リーマンショック発生から4か月間)

<保証承諾> 件数：8,070件、金額：145,034百万円

【今回】(県制度融資 R2年3~6月実績)

(※セーフティネット保証4号発動から4か月間)

<保証承諾> 件数：21,258件、金額：363,735百万円

○新型コロナウイルスに関する経営相談窓口(1/30 開始)

【中小企業振興課、新事業支援課】

- ・ 設置場所：本庁（中小企業振興課、新事業支援課）
中小企業振興事務所（県内4カ所）
（公財）福岡県中小企業振興センター、福岡アジアビジネスセンター
- ・ 開設時間：平日9時から17時まで
※ 4月1日から、通話料金無料の「フリーダイヤル経営相談窓口」
（0120-567-179）を開設
（土日祝日を含む毎日9時から17時）

・ 相談件数：	68, 448件（7月22日現在）
・ 相談内容：資金繰り	65, 020件（95%）
雇用関係	1, 702件（3%）
経営相談	412件（1%）
その他	1, 314件（2%）

○専門家の配置により電話相談窓口を拡充(5/11 開始)

- ・ 専門家によるコールセンターを開設し、資金繰りをはじめとする経営相談体制を拡充。

○資金繰り支援への配慮要請等

【中小企業振興課】

- ・ 金融機関や信用保証協会等に対し、中小企業者からの融資相談への迅速かつ適切な対応や、相談体制の充実等、中小企業への資金繰り支援への配慮を要請する県商工部長名の文書を発出（1月30日付）。
- ・ 県制度融資の取扱金融機関に対し、「緊急経済対策資金」等による弾力的かつ迅速な融資や、返済条件緩和への柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月2日付）。
- ・ 信用保証協会に対し、保証審査の迅速かつ柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月16日付）。
- ・ 取扱金融機関及び信用保証協会に対し、年度末の金融繁忙期に向けて審査手続きのより一層の迅速化を要請する知事名の文書を発出（3月23日付）。
- ・ 県内各金融機関及び信用保証協会に対し、より個々の実情に則した柔軟な対応と、一層の迅速化を要請する知事名の文書を発出（4月30日付）。
- ・ 県が商店街などの組合に対し直接貸し付けている高度化資金について、返済条件の緩和に関する債務者からの相談にきめ細かく対応。

○支援策等の周知

【中小企業振興課】

県の経営相談窓口や資金繰り支援策等について、県のホームページや商工会議所・商工会等の関係団体を通じ、中小企業・小規模事業者への周知を図るととも

に、フリーランス等を含め広く周知徹底を図るため、下記の対応を実施。

①県の広報媒体を活用した周知

- ・ ツイッター・LINE 3月17日、5月1日、6月9日・11日掲載
- ・ 新聞広告 3月26日（融資）、5月8日（融資・持続化緊急支援金）掲載
（商政課取りまとめの新聞広告（家賃補助他）掲載7月20日4紙、21日1紙：融資）
- ・ ラジオ 3月30日ほか12回放送（融資）、
5月11日ほか7回放送（持続化緊急支援金）

②県との包括連携協定に基づき、県内のローソンにチラシを配架

4月1日（融資）、6月1日（融資・持続化緊急支援金）実施

(2) 事業継続支援

○「福岡県持続化緊急支援金」を創設（5/2 受付開始）

【中小企業振興課】

国の「持続化給付金」の対象とならない、前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した事業者に対し、法人は50万円、個人事業者は25万円を上限に支援金を給付。

- ・ Web上での申請のため、パソコンやスマートフォン等を所有していない方を対象とした申請支援窓口を開設(5/15県内5か所、6/1県内10か所に拡大)。
- ・ 2020年新規創業・開業した事業者に対する特例を追加（6/8から受付）。
- ・ 6月30日までの申請期限を7月31日まで1か月延長。

「福岡県持続化緊急支援金」実績（7月22日現在）

<申請済>

件数：25,296件 金額：8,749百万円

<給付済>

件数：21,559件 金額：7,454百万円

○テレワーク導入、販路拡大等を支援する国のものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金に対する県費の上乗せ補助(5/1以降順次受付開始)

【中小企業振興課、中小企業技術振興課】

売上が15%以上減少した事業者が行うテレワークツールの導入や新製品開発・生産プロセス改善に必要な設備投資等に係る経費に対し、国の補助に加えて事業の総額の1/12を県費で上乗せ補助。

※国補助金の募集期限

（ものづくり補助金）1次：5月20日、2次：8月3日、3次：11月（予定）

（持続化補助金）1次：5月15日、2次：6月5日、3次：8月7日、4次：10月2日

（IT導入補助金）1次：5月29日、2次：6月12日、3次：6月26日、4次：7月10日

5次：7月31日、6次：8月31日

「中小企業生産性革命支援補助金」実績（7月22日現在）

問い合わせ件数：291件（ものづくり26件、持続化67件、IT198件）

国の補助事業完了後に申請受付予定

○中小企業の新たな研究・製品開発等を支援する「中小企業・小規模事業者応援補助金」創設による事業者負担の軽減(5/1以降順次受付開始)

【中小企業振興課、中小企業技術振興課、新産業振興課、観光政策課、観光振興課】
売上が15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上に資する設備投資に対する助成など17の既存補助金の補助率を嵩上げし3/4を補助。

「中小企業・小規模事業者応援補助金」実績（7月22日現在）

問い合わせ件数：352件、交付申請件数：93件、交付決定件数：13件

○工業技術センターにおける依頼試験手数料・設備使用料の全額免除

(5/1受付開始)【工業技術センター】

売上が15%以上減少した中小企業者に対し、依頼試験手数料・設備機器使用料の全額免除を実施。

全額免除実績（7月21日現在）：135件（依頼試験100件、設備使用35件）

○中小企業診断士等の専門家派遣を無償化(5/2受付開始)

【中小企業振興課】

売上が15%以上減少した事業者に対し、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家派遣を無償化し、事業継続を支援。

専門家派遣無償化実績（7月22日現在）

無償化件数：19件（他調整中件数：3件）

○中小企業技術・経営力評価書発行の無償化(5/7受付開始)

【新事業支援課】

売上が15%以上減少した事業者に対し、企業の強み・弱みを専門家が客観的に分析・評価する「福岡県中小企業技術・経営力評価書」発行に係る手数料を無償化し、事業継続を支援。

「中小企業技術・経営力評価書」発行無償化実績（7月22日現在）

無償化件数：7件（他問い合わせ件数：6件）

○「福岡県家賃軽減支援金」を創設

【商工政策課】

売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」の対象事業者に対し、県独自の家賃軽減支援金を上乗せして給付。

休業協力要請の延長に応じた北九州市内の事業者に対し、さらに家賃月額の1割を給付。

6月25日から、「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンターを開設（毎日9時から17時まで※土・日・祝日の開設は8月末まで）。

7月27日から、申請受付開始。

「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター
問合せ件数：504件（7月22日現在）

（3）販路開拓支援

○通販サイトを活用した県産品販売キャンペーン（福岡県ウェブ物産展）の実施
（5/2 開始） 【観光政策課】

感染拡大により、百貨店での物産展の開催中止等の影響を受ける中小企業者の販路確保を支援するため、県産品を割引価格でネット販売する「福岡県ウェブ物産展」を開催。

第一弾キャンペーン：5月2日（土）開始（5月22日（金）終了）

総売上：約1億4,297万円

割引クーポン配布枚数：10,000枚（開始後8時間で終了）

売れ筋商品：福袋、明太子、もつ鍋セット、蜂蜜、米等

- ・ 県公式のSNS等で延べ6回配信
- ・ 新聞（1面広告）：5月2日

掲載紙：西日本、朝日、読売、毎日、日経、産経（大手6紙）

第二弾キャンペーン：6月1日（月）開始（6月22日（月）終了）

総売上：約2億6,154万円

割引クーポン配布枚数：46,235枚

- ・ 県広報番組等を活用した情報発信を実施
- ・ 県公式のSNS等で延べ5回配信
- ・ インターネットの検索エンジンに広告を掲載

第三弾キャンペーン：7月22日（水）開始（8月17日（月）終了）

割引クーポン配布予定枚数：80,000枚

- ・ 新聞折込広告：7月22日実施

掲載紙：西日本、朝日、読売、毎日

○飲食店が行うデリバリーやテイクアウトの導入など、経営革新に必要な経費の補助（5/7 開始）

【新事業支援課】

- ・ コロナ緊急対策（5/7 受付開始）：売上が15%以上減少した事業者が飲食店のデリバリーやテイクアウト導入等、経営革新計画を策定し、新たな取組を実

施する際に必要な経費に対し3/4を補助。

「経営革新実行支援補助金（コロナ緊急対策）」実績（7月22日現在）

補助金申請件数：335件、交付決定件数：40件

- ・ 感染防止対策（6/29 受付開始）：令和2年度に経営革新計画の承認を受けた事業者が実施する消毒、換気設備の導入等の感染防止対策に必要な経費に対し3/4を補助。

「経営革新実行支援補助金（感染防止対策）」実績（7月22日現在）

補助金申請件数：8件、交付決定件数：2件

○ウェブ配信によるフクオカベンチャーマーケット開催

【新事業支援課】

企業のビジネスプラン発表や個別商談会のマッチング支援などをウェブ上で実施することにより、フクオカベンチャーマーケットを開催。

「ウェブ配信によるフクオカベンチャーマーケット」実績（7月21日現在）

開催日：5月19日（視聴申込者数141人）、20日（同 71人）

6月24日（同 81人）

今後の開催予定：7月22日（同 70人程度）

2 感染収束後の地域経済活動の回復

(1) 消費喚起支援

○プレミアム付き地域商品券の発行規模拡大、プレミアムの嵩上げ

【中小企業振興課】

プレミアム付き地域商品券の発行規模拡大、プレミアム分上乗せを実施。

発行規模を183億円から233億円に拡大

7月1日から順次予約受付を開始

○宿泊事業者が行う感染防止対策のための取組み等に対する助成(5/7 開始)

【観光振興課】

中小の宿泊事業者が行うマスク、消毒液、空気清浄機の購入や安全対策に関する情報発信等の取組みに要する経費に対し3/4を助成。

「宿泊事業者緊急支援補助金」実績（7月21日現在）

申請件数：164件、交付決定件数：84件

※ 6月24日、申請方法をわかりやすく説明したチラシを同封し、未申請事業者に再度案内を実施

○九州在住者を対象とした「福岡の魅力再発見」キャンペーンを実施（7/1 開始）

【観光振興課】

- ・ 本県の宿泊施設を利用する旅行者の宿泊料金の割引（1泊当たり最大5千円／人）、本県を周遊する旅行商品の割引（1泊当たり最大5千円／人、日帰り最大3千円／人）を支援。

（購入期間：7月1日～7月31日、利用期間：7月1日～8月31日、15万人泊分）

- ・ 県内周遊促進のために利用するレンタカー代の割引（1台当たり3千円）を支援。
- ・ SNSを活用し、県内周遊促進プロモーションを実施。

○「福岡県宿泊割（仮称）」を実施

【観光振興課】

宿泊料金の一部を助成する「福岡県宿泊割（仮称）」を実施。

（5万人泊分、実施時期については検討中）

（2）イベント開催支援

○県産品を集めた大規模販売会の開催

【観光政策課】

県内の百貨店等を会場に県産品を集めた大規模販売会を開催。

○「菓子祭り」の開催

【観光政策課】

集客力の高いお菓子を活用した「菓子祭り」開催により域外からの来訪を促進。

（3）広報宣伝支援

○観光需要の回復期に向けた福岡の安全・安心、魅力を発信する国内外向けのPR動画作成

【観光振興課】

国内外の観光客向けに「安全・安心な福岡」を発信するPR動画により、プロモーションを実施。

○県内先端成長産業分野における新製品の新聞広報及び動画作成

【新産業振興課】

外出自粛・大型展示会中止により、営業活動・製品PRの機会を喪失した先端成長産業分野における新製品について、新聞等のメディアを活用しPRを実施

3 治療薬等の開発

○新型コロナウイルス治療薬等の開発に対する補助（5/1 開始） 【新産業振興課】

新型コロナウイルス感染症治療に繋がる研究開発費に対し3／4を補助。

採択実績（5月18日採択）

提案者：（株）ボナック（久留米市）

提案内容：「ボナック核酸を用いた新型コロナウイルス感染症治療薬の開発」

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

○経営継続のための支援

- ・ 県内 22 か所に相談窓口を設置(3月)
各農林事務所(6)、各普及指導センター(10)、農林試資源活用研究センター(1)
水産海洋技術センター(4)、漁業管理課(1)
農林漁業者からの相談件数: 2,670(7月20日現在)
内容は運転資金や県の支援策に関するもの
- ・ 作業開始前の検温や作業場への入退場時のアルコール消毒など、農業場面での予防対策のポイントをまとめたチラシを農家に配布

(生産対策)

- ・ 園芸・畜産で労働力不足を補うための省力化機械導入に対する助成

○進捗状況

園芸で約50件(移植機、収穫機、運搬車など)、畜産で約10件(搾乳自動搬送機、自動給餌機など)の申請があり、実施に向けて協議中。

- ・ 花きや野菜の次期作に必要な種苗・資材費に対する補助については、国とともに申請を受付中
- ・ 和牛子牛の導入に対する助成

○進捗状況

約900頭分の申請があり、実施に向けて協議中。

- ・ 林業労働者の雇用を維持するための県営林での間伐については、7月から事業実施中
- ・ 技能実習生の在留資格変更許可に係る申請手数料等の助成(5/1受付開始)

○進捗状況

約280名分の申請があり、すべて交付決定済。

- ・ 学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、園芸品目の農作業や集出荷作業など、緊急に短期の雇用を創出(6月16日募集開始)

○雇用実績 150名/200名

(需要喚起対策)

- ・ 県産農林水産物の消費を促進するため、博多和牛や県産花きなどを通販サイト「福岡県ウェブ物産展」で販売(5月2日開始、7月20日現在の取扱数：75商品)。

※天然真鯛やかわはぎといった地魚セットや「胡蝶蘭」に加え、桃などの果物を追加

○販売実績(7/19現在) 約40,000千円

- ・ 花き：企業・公共施設での県産花きの利用促進に対する助成
企業のオフィス等における飾花の取組を実施
市役所等での産地と連携した飾花の取組を実施

○取組実績

- ・ 企業での飾花 78企業で6月から開始
- ・ 産地での飾花(産地の公共施設等)
6月下旬～JA粕屋を皮切りに県内産地が産地の旬の時期に地元公共施設で飾花
- ・ 県庁ロビーでの飾花 6/9からR3年3月下旬まで継続

- ・ 学校給食への県産和牛等の提供に対する助成

○進捗状況

県産和牛は、約970校から申請があり、実施に向けて協議中。

※博多地どりや県産水産物については、要望取りまとめ中

○その他

- ・ 農業大学校

5月18日から授業・学生寮ともに感染予防策を徹底の上、再開。

- ・ 県有施設の再開

施設ごとに感染防止マニュアルを作成、非接触型体温計や消毒用アルコールの活用により感染防止対策を徹底

夜須高原記念の森、四王子県民の森、緑化センター、水産資料館(6月3日～)

農業資料館(6月4日～)

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○公共工事の一時中止等

- ・県土整備部発注工事又は業務（調査・測量・設計）において、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期延長の意向を確認。
- ・受注者から工事又は業務の一時中止等の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を行う。

○道路利用者への広報の実施

- ・「不要不急の外出」を控えるよう、道路情報板を活用した広報を実施。
（全県4月10日～5月31日、北九州市のみ継続～6月18日）
- ※ NEXCO 西日本等の協力を得て、ゴールデンウィーク期間中の外出自粛等について、高速道路のSA・PAや道の駅でのチラシ掲示による広報を実施。
- ※（参考）NEXCO 西日本の現在の取り組み
高速道路SAの一部レストランは臨時休業継続（2店舗7月20日までを予定）。
その他のレストランとフードコートについては、対面座席の撤去等の感染拡大防止対策を徹底し時短営業中。

○海岸・河川利用者への広報等の実施

- ・海岸でのマリレジャーを控えるよう、看板による広報を実施。（4月28日～）
- ・ダムカードの直接配布中止を継続中。（4月28日～）
- ・河川親水施設等の利用自粛や適切な距離の確保について、看板による広報を実施。
（5月1日～）
- ※ 海岸の利用を抑制するため、路外駐車場を閉鎖。（4月28日～）現在は開放。
- ※ ダムカードの郵送による配布再開、及び、閉鎖していたダム管理駐車場については開放済み。

○道路占用許可及び河川法許可手続きの弾力的運用

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、道路占用者から許可期間等の延長申請があった場合には必要な範囲内で許可するとともに、当該手続きの電話による連絡を認めるなど簡素化を行う。
- ・河川法23条他の手続きについて、FAXやメールによる申請書の提出を認める等弾力的な運用を行う。
- ・外出自粛要請などの理由で、占用料等の納入が期限までに困難となった占用者について、納入期限を延長。
- ・「3密」回避のため飲食店等が行うテイクアウトやテラス営業等のための仮設施設の路上利用について、道路占用許可基準を本年11月30日まで緩和。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○県発注工事等の一時中止措置等（3月2日）【建築都市総務課】

- ・県発注工事等の受注者から、当該工事等の一時中止や工期の延長の申出があった場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を実施

※申出件数6件(うち工期延長期間等について協議中1件)（7月21日現在）

※実績件数5件

○県営住宅における家賃の減免及び徴収猶予等の実施（3月26日）【県営住宅課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置を実施
- ・業績不振により解雇等をされたため、現に居住している住居からの退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供を実施

※相談件数143件（7月21日現在）

（うち家賃減免・徴収猶予122件、一時提供21件）

※実績件数104件

（うち家賃減免・徴収猶予97件、一時提供7件）

■問い合わせ窓口（県営住宅及び公社住宅）

福岡県住宅供給公社の各管理事務所等

（受付時間 8:30～17:00（土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）

【福岡管理事務所】 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 県営住宅 092-713-1683

【北九州管理事務所】 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階

TEL 県営住宅 093-621-3300

【筑後管理事務所】 久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4階

TEL 県営住宅 0942-30-2660

【筑豊管理事務所】 飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3階

TEL 県営住宅 0948-21-3232

【県営住宅管理部】 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 公社賃貸 092-781-8020

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 感染防止のための学校の臨時休業について

(1) 臨時休業実施状況

ア 県立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月):119校(100.0%)

イ 市町村立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月)~9日(月):1,089校(100.0%)

(2) 子どもの居場所の確保について

ア 県立特別支援学校

- ・放課後等デイサービスの活用を図りつつ学校での受入れを実施:12校

イ 小学校

- ・学校での受入れを実施:44市町村 ※放課後児童クラブは59市町村で開所

2 春休みにおける県立学校の対応について

文部科学省から、春季休業期間中に入っても当面の間、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようとの事務連絡を受け、3月31日まで臨時休業中と同様の対応を継続。

※特別支援学校幼児児童生徒の学校受入れは3月19日まで

3 令和2年度における県立学校の教育活動の再開について

【3月27日】

本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、引き続き十分な警戒を行いつつ、国のガイドラインに基づき感染症対策に万全を期した上で、4月1日以降、全ての県立学校で教育活動を順次再開することを決定。

4 令和2年度の新学期における県立学校の臨時休業について

【4月2日】

県内での新型コロナウイルス感染者数が増加している状況や、県立学校の児童生徒の状況(通学区域が広域で、公共交通機関利用者が多いなど)を踏まえ、児童生徒へ感染リスクを最大限回避し、その健康と安全を守るため、県立学校を5月6日まで一斉に臨時休業とした。

また、市町村教育委員会に対しては、県立学校における対応方針を参考としつつ、各自治体や隣接自治体、生活圏ごとの感染状況(感染者数、年齢、感染経路等)、学校種ごとの特徴等を踏まえ、臨時休業の必要性の有無、実施する場合の期間(例:2週間程度)等について判断するよう要請した。

【4月7日】

国の緊急事態宣言を受け、市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業等について改めて適切な判断を行うよう通知。

【4月14日】

4月13日の福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議における施設の使用停止の協力要請を受けて、市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業の実施協力を通知。

上記取組の結果、幼稚園を除く県内全ての公立学校 1,195校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校）が5月6日まで臨時休業となり、公立幼稚園も29園が5月6日まで臨時休園となった。

5 令和2年度の県立学校の臨時休業（延長）について

【4月27日】

5月7日以降の対応について、5月初旬（連休中）の国の基本的対処方針等を踏まえる必要があったが、児童生徒や保護者への周知、給食や特別支援学校のスクールバス増便の手配等を短期間で行うことが困難となるため、学校、児童生徒及び保護者の混乱を回避するための措置として、5月7日・8日を臨時休業とした。

【5月4日】

国の緊急事態宣言の延長を受け、臨時休業の期間を5月31日まで延長するとともに、国が学校教育活動の再開に向けての取組を進めることを示したことを受け、5月7日以降の一定期間（2週間程度）経過後においては、県全体及び各地区（福岡、北九州、筑後、筑豊）の感染状況を踏まえ、専門家の意見を聞いた上で、分散登校など段階的な教育活動の再開に向けた取組を目指すこととした。

なお、その場合、特別支援学校については、幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断するものとし、また、感染者又は濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が在籍している学校においては、分散登校などは実施しないこととした。

以上の取組については、4月27日及び5月4日に、県立学校に準じ、同様の取組を実施されるよう各市町村教育委員会に通知を行った。

また、上記取組の結果、幼稚園を除く県内全ての公立学校 1,195校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校）が5月31日まで臨時休業を延長し、公立幼稚園も29園が5月31日まで臨時休園を延長した。

6 令和2年度の県立学校における教育活動の再開について

【5月14日】

本県に対する国の緊急事態措置の解除がなされたことを受け、専門家の意見も踏まえ、開校時期を早め、準備が整った学校から、5月18日以降分散登校を開始し、5月25日以降順次全面開校に移行することとした。

なお、特別支援学校については、幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断するものとし、また、感染者又は濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が在籍している学校においては、分散登校は開始しないこととした。

【5月29日】

北九州市における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北九州地区の県立学校については、6月1日から当面1週間、分散登校とすることとした。

【6月5日】

当面1週間分散登校としていた北九州地区の県立学校については、北九州市における直

近の感染状況を踏まえ、6月8日以降、可能な学校から順次全面開校に移行することとした。

また、今後は、換気や正しい手洗い、マスクの着用等の感染症防止対策を徹底しながら、できる限り児童生徒の学びの保障との両立を図っていくこととし、この方針の下、県立学校において感染者が発生した場合の対応については、地域的な感染の拡大が見られない限り、学校単位で行うことを基本とすることとした。

なお、当分の間行わないこととしていた学校行事等については、6月19日以降、県内や訪問先の感染状況を慎重に見極め、適切な実施の時期、内容及び方法を検討する等の万全の感染防止対策を講じた上で実施できることとしている。

以上の取組については、市町村立学校においても、県立学校における対応を参考としつつ、それぞれの市町村教育委員会において実態に応じて適切に判断されるよう要請している。

【参考：公立学校における教育活動の再開状況について】

(1) 県立学校（119校）

教育活動再開日（全面開校日）

- ・6月 1日（月）までに開校済 : 77校（64.7%）
- ・6月 2日（火）～6月 5日（金）: 2校（1.7%）
- ・6月 8日（月）～6月12日（金）: 34校（28.6%）
- ・6月15日（月）～6月19日（金）: 3校（2.5%）
- ・6月22日（月）～6月26日（金）: 2校（1.7%）
- ・6月30日（火） : 1校（0.8%）

計 : 119校（100.0%）

(2) 市町村立学校（63教育委員会 1,076校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校））

教育活動再開日（全面開校日）

- ・6月 1日（月）までに開校済 : 49教育委員会（77.7%）
- ・6月 2日（火）～6月 5日（金）: 8教育委員会（12.7%）
- ・6月 8日（月）～6月12日（金）: 3教育委員会（4.8%）
- ・6月15日（月）～6月19日（金）: 3教育委員会（4.8%）

計 : 63教育委員会（100.0%）

(3) 幼稚園（16教育委員会 31園）

教育活動再開日（全面開園日）

- ・6月 1日（月）までに開園済 : 16教育委員会（100.0%）

7 公立学校における教職員及び児童生徒の健康管理について

【感染防止のための学校の臨時休業時・春休み期間中の対応】

- 教職員の健康管理を徹底し、3月18日以降に海外から帰国した者については、自宅待機を行う。
- 新規採用職員に対し、新型コロナウイルス感染についてのチェックリストにより、海外渡航歴等を確認するとともに、感染拡大防止に向けた指導を実施。
- 学校再開に向けて、児童生徒が初めて登校する日の前までに、児童生徒の海外渡航歴等を含めた健康状況の確認を行う。（新1年生については、初めて登校する日に確認）

【令和2年度の県立学校における教育活動の再開時における対応】

- 教育活動再開に向けた登校日の前までに幼児児童生徒の健康状態を電話等で確認。

- 幼児児童生徒の健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応方法について明示。(健康観察シートを用いた毎朝の健康状態確認の実施、健康状態が確認できなかった幼児児童生徒に対する学校での検温・健康観察等の実施 等)
- 幼児児童生徒等に対する基本的な感染症対策の徹底。(こまめな手洗い・マスクの着用の徹底、教室等における換気の徹底、学校医等と連携した保健管理体制の確保 等)

8 その他

- 県ホームページ上に教育委員会の専用ポータルページを開設

令和 2 年 7 月 2 3 日
企 業 局

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

○料金徴収の弾力的運用

- ・ 企業局が運営する工業用水道の受水企業（大企業 2 5 社、中小企業 3 9 社）のうち、国の「持続化給付金」又は県の「持続化緊急支援金」の対象となった企業については、「福岡県工業用水道使用料条例」第 4 条に基づき、納期限の延長、減免など料金徴収の弾力的運用を行う。

※ 実施済 製造業 3 社（7 月 2 2 日現在）
業種内訳：コンクリート製品等製造、ペットボトル原料等製造、
自動車用ホイール等製造